

(案)

府消委第 号
令和 年 月 日

財務大臣 麻生 太郎 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

消費者委員会
委員長 山本 隆司

答 申 書

令和2年8月20日付け課酒1-50、厚生労働省発医政0820第1号、20200806商第9号をもって当委員会に諮問のあった下記事項については、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）の趣旨に鑑み妥当であり、その旨答申する。

記

国民生活安定緊急措置法第26条第1項、第31条及び第37条の規定に基づき、国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令を制定することについて

以上